

佐伯市木造住宅耐震化促進事業(改修)

事業の概要

- ・ この事業は、大地震時における木造住宅の倒壊等による被害を軽減するため、木造住宅の耐震改修工事を行った住宅の所有者に対して、耐震改修工事費用(精算補強設計及び工事監理に要する経費を含む。)の一部を補助する事業です。

耐震改修とは

- ・ 耐震診断により地震に対する強度が不足していることがわかった住宅について、大分県木造住宅耐震診断士(以下、「診断士」)が補強設計を行い、耐震改修後の上部構造評点が1.0以上となることを審査により確認した上で、その設計に基づき行う補強工事のことです。

対象となる建物

- ・ 1～4のすべてに該当する住宅が対象です。
 - 1 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅(店舗などの用途を兼ねる住宅で、住宅部分の床面積が延べ面積の1/2以上のものを含む。)で、事前の耐震診断の上部構造評点が1.0未満であるもの
 - 2 所在地が佐伯市内である住宅
 - 3 構造が丸太組工法、型式適合認定住宅工法以外の住宅
 - 4 地上階数が2以下の住宅

補助額

- ・ **耐震改修工事に要する費用**(精算補強設計及び工事監理に要する経費は、耐震改修工事費の5分の1を限度とします。)とし、**150万円を限度とします。**
- ・ 補助金を改修業者が受け取り初期費用を軽減する、**代理受領制度**の利用も可能です。(詳細は別紙パンフレット参照)。
- ・ **耐震改修工事は、住宅リフォーム減税の対象となります。**

申請の受付

- ・ 受付期間 令和8年4月6日(月)から令和8年10月16日(金)まで
 - ・ 受付予定件数 4件
- 申請件数が受付予定件数に達した場合又は予算額を超えた場合は、受付を締め切ります。

注意事項

- ・ 令和8年12月18日(金)までに完了の報告をお願いします。
- ・ 今回の補助事業は、すでに行われた耐震改修工事に対して補助金を支払うものではありません。**補助を受けるには、事前に申し込み等の手続きが必要**ですので、ご注意ください。
- ・ 耐震改修工事の実施は、補助金交付決定通知後になります。
- ・ 大分県木造住宅耐震診断士とは、知事が登録した建築士事務所にも所属する建築士で、知事の指定する講習を受講し、大分県総合防災推進協議会に登録した者のことです。
- ・ 本事業における耐震診断とは、診断士が一般財団法人日本防災協会が定める「精密診断法」により行う診断のことです。

